

愛知県立小牧特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうる。教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導する。

学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切で、その中で児童生徒が互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員として自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを特定の教員が抱え込まず、学年会、部会等の組織として対応する。また、事案によっては「いじめ・不登校対策委員会」を緊急に招集する。

「いじめ・不登校対策委員会」について

(1) 委員会の構成員

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育支援部主任、教育情報部主任、関係職員

(2) 委員会の招集

校長が委員会を招集する。構成員は原則上記とするが、必要に応じて外部の専門家と連携を図る。

(3) 委員会の取組の検証

年度初めと年度末には、「いじめ・不登校対策委員会」を招集し、活動内容の確認・反省・検証等を行う。

3 いじめ防止に関する取組

(1) 児童生徒への指導・支援及び状況把握

- ・児童生徒の実態により「生活アンケート」を実施する。（年1回、6～7月）
- ・日頃から、保護者や児童生徒との連絡帳のやり取り等により状況把握に努める。
- ・児童生徒が、担任等に何でも相談しやすく、安心して学校生活を送れる環境づくりに努める。
- ・SNS等におけるいじめを防止するために、情報モラル教育を充実させる。
- ・学年会・部会等で定期的に児童生徒の状況についての情報交換を行う。

(2) 保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・「学校いじめ防止基本方針」を学校経営案及び学校ホームページに掲載する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組の改善を図る。

(3) 教職員の共通理解と意識啓発

- ・年度初めに「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・いじめや人権についての研修を通じて、教職員の共通理解を図り、適切な対応力を養う。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、周囲の児童生徒からのいじめを助長したりするという認識をもち、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ・いじめを早期発見できるよう、児童生徒のささいな兆候から、いじめを認知するように努める。
- ・いじめが発見された場合は、組織的な対応を徹底し、被害児童生徒をいじめから徹底的に守り通すとともに、解消後もそのいじめに関係する児童生徒についての観察を続け、再発防止に努める。

4 いじめ防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 授業公開を行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>イ 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>ウ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p> <p>エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、就業体験の推進を図る。</p> <p>オ 情報モラル教育の充実を図る。</p> <p>カ 職員間や保護者との連携を深め、児童生徒の実態把握に努める。</p>	<p>○授業公開を設定(10月)【教務部】</p> <p>○人権週間での取組(11~12月)→職員研修の実施、児童生徒への啓発【生徒指導部・学年会・担任】</p> <p>○各学年の発達段階に応じた道徳教育の推進【教務部】</p> <p>○全校集会及び部集会の校長講話及び部主事講話による人権教育【生徒指導部】</p> <p>○チャレンジ体験推進事業、産業現場等における実習の充実【進路指導部】</p> <p>○授業や集会及び日常の指導による情報モラル教育の充実【教育情報部、生徒指導部、学年会、教科会】</p> <p>○年度初めにケース会を実施【各部ごと】</p>	<p>○授業公開・PTAバザーの実施(10月)</p> <p>○学校評議員会、学校関係者評価委員会への授業の公開(5月、2月)</p> <p>○授業参観・保護者懇談会の実施(4月、7月、9月、3月)</p> <p>○チャレンジ体験推進事業や産業現場等における実習先との連携を深める。</p> <p>○日々の情報交換を保護者の送迎時や連絡帳を通して行う。</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに担任及び部主事に報告し、組織的に対応する。</p>	<p>○児童生徒情報の交換をし、職員間で実態を把握する。【部会、学年会、スタディ会】</p> <p>○生活アンケートの実施(6月~7月)</p> <p>○管理職による日常的な校内巡視</p>	<p>○必要に応じて保護者との連携を密にする。</p>
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら学年会・部会等の組織として対応する。事案によっては「いじめ・不登校対策委員会」を緊急に招集する。</p> <p>イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携の基で取り組む。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応</p> <p>①被害児童生徒へのケアや支援②被害児童生徒の保護者との連携③加害児童生徒の指導や支援④加害児童生徒の保護者との連携⑤他の児童生徒やクラス・学年等への指導⑥専門家や関係機関等との連携【学年会、部会、いじめ・不登校対策委員会】</p> <p>○重大事態への対応</p> <p>①重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フォロー図(学校用)」に基づいて対応する。</p> <p>②学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。【学年会、部会、いじめ・不登校対策委員会】</p> <p>・いじめ発生時には、SNSの使用状況等含めた実態把握に努め、教職員間で情報を共有し、連携しながら指導を行う。【教育情報部、生徒指導部、学年会、教科会】</p>	<p>○携帯情報端末やインターネットの利用方法について、必要に応じて保護者との連携を密にする。</p> <p>○ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。</p>
点検・検証・見直し	<p>ア PDCAサイクルによる取組の検証を行う。</p> <p>イ 保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う。</p>	<p>○いじめ・不登校対策委員会で、学年会・部会及び各分掌における取組の情報を集約し、年間の取組の検証を行う。</p>	<p>○保護者懇談会での意見聴取等により、取組についての点検を行う。</p>